

# 旅行条件書（募集型企画旅行）

お申込みの際には、必ず「旅行条件書」および「旅の情報とご注意」をご確認のうえ、お申込み下さい。

この「旅行条件書」は、旅行業法等に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部になります。お申込みに関してはパンフレット、企画書面及び本「旅行条件書」を充分にご確認の上、当企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ワールドビュー（東京都千代田区神田神保町2-4、観光庁長官登録旅行業第779号以下「当社」といいます）が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。当社約款は当社ホームページ（[http://www.world-view.co.jp/yakkan\\_01.html](http://www.world-view.co.jp/yakkan_01.html)）からご覧になれます。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けまします。

## 3. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の申込みを受付けることがあります。この場合、契約は申込みの時点で成立してならず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。（ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただく場合があります）
- 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。また第6項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預りしている申込金を全額払い戻します。
- 当社は、当社と提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員であるお客様より、電話、郵便その他の通信手段によるお申込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いを受けることを内容とする募集型企画旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。
- 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際、お客様の有するクレジットカードの「会員番号」「有効期間」、旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。
- 当社は、通信契約のお客様のお申込みに対する承諾を e-mail 等の電子承諾通知の方法により通知します。

| 旅行代金の額        | 申込金（お1人様）        |
|---------------|------------------|
| 100万円以上       | 旅行代金の20%以上旅行代金まで |
| 50万円以上100万円未満 | 100,000円以上旅行代金まで |
| 30万円以上50万円未満  | 50,000円以上旅行代金まで  |
| 15万円以上30万円未満  | 30,000円以上旅行代金まで  |
| 15万円未満        | 20,000円以上旅行代金まで  |

※『地球の歩き方』の弊社ボランティアツアーをご出発の1ヶ月以上前にお申込みの場合は、お申込金を25,000円お振込みいただければ結構です。  
※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

## 4. 団体・グループ契約

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 申込条件

- お申込み時点で20歳未満の方は、保護者又は法定代理人の同意書の提出が必要となります。また、旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 心身に障がいのある方（耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行が不自由な方、補助犬をお連れの方など）、現在健康を損なわれている方（血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど）、妊娠中の方、その他特別な配慮が必要とされる方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらかじめ当社よりお伺いさせていただきます。（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。  
なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。当社は現地事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するために、介助される方又は同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただく場合があります。  
また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。
- 妊娠中の方をご参加される際、妊娠36週以降（出産予定日の4週間）の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、利用機関に提示するための健康診断書をご提出いただけます。航空機搭乗が産前予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴となります。また、現地事情や公的機関、利用機関の状況により、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にその旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、捜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、捜索活動の為に各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、捜索にかかる経費はお客様負担となります。
- お客様が旅券の盗難、紛失に遭われた場合、最寄りの在日大使館又は総領事館にて旅券の再発給が必要となります。その場合、再発給の手続きにかかわる諸経費（大使館への再発給費用、警察・大使館同行の為にアシスタント代、交通費等）、日程変更によるホテル等の別手配費用等は全てお客様負担となります。（但し、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となります場合がありますので、必ずお申し込み時にお申し出下さい。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (13) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (14) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。
- (15) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、当社は、お客様との通信契約の締結をお断りする場合があります。

## 6. 契約の成立

- (1) 第3項(1)及び(2)の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立致します。
- (2) 第3項(2)の郵便及びファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立致します。
- (3) 通信契約は、本項(1)(2)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

## 7. キャンセル待ちの取扱いについての特約

お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下『キャンセル待ちの取扱い』といいます)をすることがあります。

- (1) お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下『ウェイティング期間』といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社が将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2) 当社は、本項(1)の申込金相当額を『お預かり金』として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともにお預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社が本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知をお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われた時はお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (4) 当社はウェイティング期間内に、旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、お預り金の全額をお客様に払い戻します。尚、振込みによる払戻の場合、振込手数料はお客様ご負担になります。
- (5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申出があった場合は、お預かり金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。
- (6) お申込みの時、もしくはウェイティングの状態でお待ちいただいている時のいずれかにおいて、当該企画旅行に設定された航空便クラスの座席が満席でも、それ以外のクラスの座席がお取りできる場合がございます。その場合確保できるクラスを用いて、当該企画旅行とほぼ同内容の別途の企画旅行にご参加いただくことをお勧めする場合がございます。その場合当初の企画旅行と比べ、別途追加代金が発生しますが、実際にご搭乗いただくお座席は、当初と同じクラスになることが殆どです。(当初がエコノミークラスの場合、変更後もエコノミークラスになります。)

## 8. 旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書等により構成されます。
- (2) 当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 9. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

### 10. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、募集広告又はパンフレットなどに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加え、「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

### 11. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(燃油サーチャージ等は含まれません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く)また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に明示した送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます)
- (3) 旅行日程に明示した観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレットなどに特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。尚、一部訪問国・都市において、現地にて徴収される税金等の諸費用は含まれておりません。
- (5) 旅行日程に明示した食事料金(機内食、飲物代は含まれません)
- (6) 航空機または、現地での手荷物の運搬料金  
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20Kg以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。ただし、航空会社の受託手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また一部の空港、駅、港、ホテル等でポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。(尚、一部コースにおいては、現地での手荷物運搬料金は含まれておりません。)
- (7) 団体行動中のチップ
- (8) 添乗員同行コースの場合は添乗員の同行するために必要な諸費用
- (9) その他パンフレット等で「〇〇付」等と表示されているものの経費  
※上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則払い戻しはいたしません。
- (10) 燃油サーチャージ込みのコースにおける燃油サーチャージ  
航空会社により燃油サーチャージの増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。
- (11) 空港諸税等込みのコースにおける空港諸税等  
航空会社により空港諸税等の増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

### 12. 旅行代金に含まれないもの

第11項記載以外のものは原則として旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
- (2) 各航空会社により、設定される手荷物運搬料金、および、有料の機内食や飲み物代金等。
- (3) 一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地にて宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用。
- (4) クリーニング代、電話代、インターネット接続料金(WIFI 利用代金を含みます)、宿泊機関等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (5) 旅行日程中の各国空港の旅客サービス施設使用料と空港税等これに類する諸税等(第11項(11)を除きます)

- (6) 前項(6)における、有料化に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地での手荷物運搬料金
- (7) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- (8) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- (9) 日本国内の空港旅客施設使用料及び旅客保安サービス料
- (10) 運送機関の課す付加運賃・料金(第11項(10)を除く燃油サーチャージなど)
- (11) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (12) 傷害、疾病に関する医療費等
- (13) 海外旅行保険(任意保険)
- (14) 施設等が運行する送迎サービスにかかる費用
- (15) 特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用
- (16) その他パンフレット等内で「〇〇料金」と称するもの

### 13. 追加代金及び割引代金

- (1) 第10項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます)
  - 1. 1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様)
  - 2. パンフレットなどで当社が「〇〇プラン」と称するホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
  - 3. 「食事なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」等の追加代金
  - 4. パンフレットなどで当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
  - 5. パンフレットなどで当社が「ビジネス・ファーストクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する追加代金
  - 6. パンフレットなどで「〇〇追加代金」と称するもの(ストリートチェックイン追加代金、当社が航空会社指定のご希望をお受けする旨をパンフレットなどに記載した場合の追加代金等)
  - 7. その他、お客様の希望により追加手配を行った場合の追加代金
- (2) 第10項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)
  - 1. パンフレットなどで当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した場合の割引代金
  - 2. その他パンフレットなどで「〇〇割引代金」と称するもの
- (3) 特に注釈がない限り、子供代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満のお子様にも適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2才未満で航空座席および客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。

### 14. お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券の取得および残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申受け、別途契約として渡航手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- (2) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)」でご確認ください。
- (3) 渡航先(国または地域)によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。  
外務省「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」  
外務省海外安全相談センター：03-5501-8162でもご確認ください。
- (4) 旅行期間中、緊急事態発生などの発生に関する情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。  
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

### 15. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明致します。

### 16. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次に掲げる事由により、旅行代金、追加代金及び割引代金の変更をすることがあります。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更致します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知致します。
- (2) 第15項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第15項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料、違約料その他既に支払い、又これから支払うべき費用を含む。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。例えば、複数でお申込みいただいたお客様の方が契約を解除したために他のお客様がお1人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用のお客様からお一人様参加料を申し受けます。

### 17. お客様の交替と氏名の訂正

- (1) お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます。(ただし、コースや時期により交代をお受け出来ない場合もございます。)この場合は、当社所定の用紙に所定の事項をご記入の上、当社に提出していただきます。この際、第18項(1)①各表の取消料相当額以上の交替手数料を申し受けます。なお当社は、航空便の予約や氏名変更ができない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- (2) 前(1)ただし書きの場合において、航空運賃に差額が生じる場合は併せてその差額もお客様負担とします。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受領したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。
- (4) 御旅行参加申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、本条(1)のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。
- (5) 任意の海外旅行保険、旅行小切手等は別途契約のお申し込みが必要です。

### 18. 旅行契約の解除・払い戻し

#### (1) 旅行開始前

##### ①お客様の解除権

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受け致します。(お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください。)

イ旅券・査証その他渡航手続き上の事由及び各種ローンの取扱手続きにより、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。

ウお客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a 第15項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第26項（旅程保証）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りす。
- b 第16項（1）に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きい時。
- d 当社がお客様に対し、第8項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。給当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- e 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しを致します。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。

○取消料

A：日本発着時に航空機を利用する場合の取消料（下記のB、Cの旅行契約を除く）

| 旅行契約の解除日<br>(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって) | 特定日に開始する旅行（注1） | 特定日以外に開始する旅行 | ベックス運賃等を利用する旅行（注3.4）           |
|------------------------------------|----------------|--------------|--------------------------------|
| 旅行契約締結後に解除する場合<br>(下記を除く)          | 無料             |              | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額              |
| 40日前以降～31日前以前                      | 旅行代金の10%       | 無料           | 左記または旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額 |
| 30日前以降～3日前以前                       | 旅行代金の20%       |              |                                |
| 2日前（前々日）～当日の旅行開始前                  | 旅行代金の50%       |              |                                |
| 旅行開始後（注2）の解除または無連絡不参加              | 旅行代金の100%      |              |                                |

(注1) 特定日：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

(注2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

(注3) 日本発着時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券（いわゆるベックス航空券やLCC航空券等をいいます）を利用する場合で、契約書面に「当該航空券が利用されること」「航空会社の名称」「当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用」の条件および金額を明示した場合に出発日にかかわらず適用。

(注4) 航空券取消料の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認する事を希望するお客様は、当社にお申し出ください。上記航空会社の航空券取消条件は、それぞれの航空会社のウェブサイトでご確認いただけます。不明な点は当社にお問い合わせください。

B：日本発着時に船舶を利用する旅行契約、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行契約の取消料は、当該旅行パンフレットに記載の取消料によります。

C：貸切航空機（チャーター機）等を利用する旅行の取消料

| 旅行契約の解除日<br>(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって) | 取消料       |
|------------------------------------|-----------|
| 90日前以降～31日前以前                      | 旅行代金の20%  |
| 30日前以降～21日前以前                      | 旅行代金の50%  |
| 20日前以降～4日前以前                       | 旅行代金の80%  |
| 3日前以降                              | 旅行代金の100% |

②当社の解除権

アお客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)①ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- e お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前に当たる日より前に、また同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって23日前に当たる日より前に旅行中止の通知を致します。
- f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きい時。
- g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h お客様が第5項 11号から 13号までのいずれかに該当する事が判明した場合。

ウ当社は本項「(1)②ア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻し致します。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払い戻し

アお客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。

イお客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻し致します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻し致します。

②当社の解除・払い戻し

ア旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はおお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。

- a お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。

イ解除の効果及び払い戻し

本項「(2)②ア」に記載した事由でおお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをおお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻し致します。

ウ本項「(2)②ア」の a、c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手を致します。

エ当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3) 旅行代金の払い戻しの時期

当社は、第16項（旅行代金の額の変更）の（2）（3）の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻し致します。

(3) 本項（3）の規程は、第22項（当社の責任）又は第24項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 19. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 20. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 21. 添乗員等の業務

- (1) 添乗員同行の有無はパンフレットなどに明示致します。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示致します。
- (4) 添乗員その他の者が本項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 22. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償致します。(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り)
- (2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお勧めします。
- (5) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。  
ア天災地変、戦乱、暴動、又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止  
エ自由行動中の事故  
オ食中毒  
カ盗難・詐欺等の犯罪行為  
キ運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮  
ク運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。  
ケその他、当社の関与し得ない事由
- (6) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償致します。(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)

## 23. 特別補償

- (1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払い致します。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償致しません。  
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払い致しません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が前項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (4) 当社はおお客様の求めに応じて本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合、当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後においてパンフレットなどに記載された旅行サービスを円滑に受領するため、記載内容と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければなりません。

## 25. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第23項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社企画実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。
- (2) 当社以外の者が企画・実施する場合、契約は現地の法令、慣習に基づいて現地旅行社等が定めた旅行条件によって実施され、当社の旅行条件書(特別補償規程以外)は適用されません。当該オプションツアーの催行に関わる企画・実施者の責任および、お客様の責任はすべて当該オプションツアーを催行する法人および当該企画・実施者、現地旅行社、当社等の定めにより実施されます。

## 26. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払い致します。）ただし、当該変更事項について当社に第22項（当社の責任）が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）
- ア旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
  - イ戦乱
  - ウ暴動
  - エ官公署の命令
  - オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
  - カ遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ②第18項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項（1）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満である時は当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項（当社の責任）が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

### ○変更補償金

| 当社が変更補償金を支払う変更 |   | 変更補償金の額＝1件につき下記の率 × お支払対象旅行代金 |                    |
|----------------|---|-------------------------------|--------------------|
|                |   | 旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合         | 旅行開始日以降にお客様に通知した場合 |
| ①              | パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更  | 1.5%                          | 3.0%               |
| ②              | パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行目的地の変更  | 1.0%                          | 2.0%               |
| ③              | パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り）        | 1.0%                          | 2.0%               |
| ④              | パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更  | 1.0%                          | 2.0%               |
| ⑤              | パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  | 1.0%                          | 2.0%               |
| ⑥              | パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更   | 1.0%                          | 2.0%               |
| ⑦              | パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます） | 1.0%                          | 2.0%               |
| ⑧              | パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更   | 1.0%                          | 2.0%               |
| ⑨              | 上記①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更   | 2.5%                          | 5.0%               |

注1：最終旅行日程表が交付された場合には、「パンフレットなど」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレットなどの記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4：⑦の宿泊機関等の等級は、旅行契約締結時で当該方面のパンフレット等に記載しているリストまたは当社の営業所もしくは当社のウェブサイトで開催に供しているリストによります。

注5：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6：⑨に掲げる変更は、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

## 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

## 28. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 29. 海外旅行保険について

旅行中お客様の身体または財産等に損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違などにより賠償すべき運送・宿泊機関等または第三者の故意または過失によりお客様が被らされた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、または、損害を受けた携行品の保証ができない場合があります。

海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費および損害補償等を担保することを目的としていますので、ご加入されることをお勧めいたします。

## 30. 個人情報の取扱いについて

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用致します。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供致しません。
- ①お客様ご本人の同意がある場合。
  - ②旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
  - ③法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
- (3) 当社は、一部コースにおける旅行添乗業務、空港カウンター業務、保管・廃棄業務等といった、お客様からお預りした個人情報の一部または全部を含む業務を他社へ委託する場合、個人情報の安全な取扱いができる企業を選定した上で、情報を預け、定期的な監督を行ってまいります。
- (4) お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。

### 3.1. 通信契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がおお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発送したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第18項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

### 3.2. 旅券・査証について

ご自身の旅券（日本国パスポート）が今回の旅行に有効かどうか、パンフレットなどに記載の旅券の必要残存有効期限および査証が必要な国名をご確認ください。これらはパンフレットの作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込み時の最新情報はお問合せ下さい。有効な旅券をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかに、ご自身で、取得手続きを行ってください。渡航先が査証（ビザ）や各種証明書（以下『渡航書類』といいます。）が必要な国の場合は、『渡航書類』の案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただけます。なお、当社による査証取得代行の場合等の際は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。尚、お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国を許可されなかった場合でも当社はその責任を負いません。また、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所等に査証の要否・パスポートの必要残存期間等をお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

### 3.3. 海外安全情報・他について

渡航先（国または地域）により、外務省海外安全情報（危険情報）が発出されている場合があります。また、危険情報の発出のいかんに関らず、渡航先（国または地域）の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」等で、ご自身でご確認いただけますようお願いいたします。

旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に「危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更しまたは解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、またはコースを変更する場合があります。

### 3.4. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただけます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いは致しかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延等による乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますがその場合当社では責任を負いません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
- (4) 子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) お名前ローマ字記入のご注意  
お申込みの際及び申込書への記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入下さい。  
当社では、旅行契約時にご申告いただいたお名前をもとにお客様が旅行サービスを受けることができるよう手配を進めてまいります。なお、パスポートに記載されたお名前のローマ字と異なる場合は、旅行にご参加いただけません。お客様の責任において、お名前のローマ字を正確にご記入ください。旅行契約後にお名前の訂正等のお申し出があった際には、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。
- (6) マイレージサービスについて  
当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただけます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第22項（1）並びに第26項（1）の責任を負いません。
- (7) 航空会社への受託手荷物が当該航空便に運搬されず、お手元に届くまでに時間を要する場合があります。その責任は航空会社の運送約款に基づくもので、当社では責任を負いません。
- (8) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港を出発（集合）してから、当該空港に着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。
- (9) 日本国内の空港から本項（8）の発着空港までの区間を、公示運賃（普通運賃・割引運賃等）またはパンフレット等に記載した追加代金等を利用して別途手配する場合、当該区間は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (10) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。
- (11) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。  
当社旅行業約款は、当社ホームページ([http://www.world-view.co.jp/yakkan\\_01.html/](http://www.world-view.co.jp/yakkan_01.html/))からもご覧になれます。

#### 〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のおお客様の口座への振込みとさせていただきます。

#### 〈空港諸税・燃油サーチャージについて〉

- (1) 旅行代金には、空港諸税及び燃油サーチャージは含まれておりません。（パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）空港諸税及び燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。
- (2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。（パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収及び返金は致しません）
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

# 旅の情報とご注意（必ずお読みください）

## 基本旅行代金

- 基本旅行代金は出発日より異なります。原則として出発地の欄に表示してある各都市発着を基準としています。
- 子ども代金は、年齢が旅行出発日を基準として「満2歳以上～12歳未満」のお子様にご利用されます。
- 幼児代金は、年齢が旅行出発日を基準として「満2歳未満で航空座席を使用しない」お子様に適用されます。幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。幼児が航空機の座席を使用する場合は、子ども代金またはキッズ代金（条件あり・一部コースに設定）が適用になります。

## 航空機その他交通機関

- ご利用頂く航空機の座席はエコノミークラス席を利用します。
- 確定航空会社便名は、日本出発前にお渡しします最終旅行案内書にてご案内致します。
- 航空会社を予約しているコースにご参加の場合、予約している航空会社のご利用区間は原則日本発着の国際線区間が対象となります。
- 各コースの日程表中に記載されている航空機の発着時間は目安です。
- 日本出発便、日本帰国便は乗り継ぎ便又は経由便になる場合がございます。（直行便予約コースを除く）また、現地移動のための航空便の発着時刻は必ずしも最適な時間帯をお選びいただけない場合がございます。その場合はその前後の自由時間に影響が生じる場合がございますが、いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
- パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行は原則としてエコノミークラス席のご利用となります。従ってお座席のご希望（窓側・通路側のご希望、隣り合わせのご希望など）は、事前におかがいすることはできませんので 予め御了承下さい。航空会社によっては、空港のご集合場所にて航空券をお渡しした後、あらためて個人チェックインカウンターにてチェックインをして頂く場合がございます。また現在日本発着のほぼ全ての国際線航空便は全席禁煙となっております。
- 航空機の座席配列により、グループ・カップルの方でも隣り合わせにならない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。例えば、ジャンボ機（B777 アリタリアエアリア航空機材）の場合、3・3・3の座席配列のため通路をはさんだり、前後の座席となることがあります。また、一部航空会社では個人チェックイン方式（個人による搭乗手続）となり、座席の割り当てを旅行会社が関与できません。窓側/通路側/お隣同士などのご希望は、ウェブチェックインや搭乗手続き時に航空会社係員に直接お申し出下さい。但し、航空会社の都合又混雑状況等によっては、必ずしもご希望に添えない場合がございます。予めご了承下さい。
- 利用航空会社により、他航空会社との共同運航（コードシェア）便をご利用いただく場合がございます。この場合は1つの機材に複数の便名がつくことになり、日程表上の利用予定航空会社とは異なった会社の機材・乗務員で運航される場合がございます。集合時の空港内の表示にお気をつけいただき、お乗り遅れないようにお願いいたします。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮及び観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与しえない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交通費・宿泊費等はお客様のご負担となります。
- 航空会社のマイレージサービス  
マイレージサービスのお問い合わせ又入会手続き等は、直接当該航空会社へお問い合わせ下さい。また、宿泊ホテル等のマイレージプログラムも同様に直接お問い合わせ下さい。
- 航空会社に預ける荷物に関して  
出発空港にて航空会社へ預けた荷物は、通常最終目的地まで航空会社により運搬されます。まれに、積み残し等の事由により目的地の空港に荷物が届いていない事（ロス・トバプー）がございます。これに備え、2～3日分の日用品（貴重品は必ず機内持ち込み）等、当座の必要なものは機内持ち込みされることをおすすめ致します。機内に無料にて預けることができる荷物量には上限が設けられております。例えばエコノミークラスでは重量の合計が23Kg（航空会社により異なります）までとなっており、それを超える場合は超過手荷物料金が必要となりますのでご注意ください。
- WEB、パンフレットおよび企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行には、航空会社が設定する燃油特別付加代金を含みません。その場合当該企画旅行に利用する交通機関の発券時の代金を適用するため、当該航空会社からの指示等により、発券時期のご指定を承れない場合もございます。また、燃油特別付加代金を旅行代金を含む商品に関しましては、その発券時期に関係なく、旅行代金の増減変更は致しませんので、予めご了承ください。
- 現地での観光、および空港～ホテル間等の送迎では、当社の他のコース、もしくは他社のコースのお客様と一緒にいる場合がございます。そのため空港や現地ご出発場所にてしばらくお待ちいただくこともございますので予めご了承ください。送迎にはバスの他セダン又は小型ワゴン車、タクシーやシャトルバスを利用することもございます。
- 旅程内に記載されている各都市での出発及び到着時刻は目安であり、交通状況・天候等現地事情により変更となる場合がございます。
- 東京出発の各コースに名古屋、大阪、福岡、札幌からご参加の場合、手配にて国内線をつけることが可能です。
  - ①席の確保には時間がかかる場合があります。また混雑時にはご利用いただけない場合があり、指定便以外の航空便及びJRなどの他の交通機関に関わる諸費用はお客様のご負担となります。
  - ②成田空港に接続する国内便が確保できない場合、指定便が羽田空港便になる場合があります。その場合、羽田空港～成田空港間の交通費はお客様のご負担となります。
  - ③指定便により、成田空港での待ち時間が長くなる場合や、前泊・後泊は必要となる場合があります。その場合の宿泊費用はお客様のご負担となります。
  - ④お客様により指定便が異なる場合があります。

## 中間クラス、ビジネスクラス、ファーストクラス席をご利用される場合について

- パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当該上位クラスをご利用いただける区間は、原則として国際線の場合往路の日本国内の最終出発地と現地における最初の到着地の間、復路の現地における最終出発地と日本国内の最初の到着地の間になります。それ以外の区間（例えば日本国内移動区間、現地内移動区間）はエコノミークラスになる場合がございますが、その場合も上位クラス追加代金に変更はございません。
- お座席のご希望はお申し込み時に承りますが、ご希望に添えなかったり、機材変更等により確保されていたお座席が急遽変更される場合があります。
- 普通航空運賃の他に、制限つき特別航空運賃（例えば配偶者割引など）の設定がある場合、それぞれの航空運賃に適用される規則に従い、追加で書類等をご用意いただくことがあります。
- 当該座席のご利用のコースに参加され、万一日本発着のいずれかが当社の管理し得ない事由でCまたはYクラスに等級が下がった場合の払い戻し算定は、国際航空運送約款および当該航空運賃適用規則に従い算出します。

## ホテルとお部屋について

### ◎ヨーロッパのホテル

- ヨーロッパでは、街全体の景観を守る為、多くの街で市内での新しいホテルの建設を政府が禁止しています。その為、18世紀・19世紀の古い建物を改装してホテルとして営業している場合が多く、お部屋・水周り等の設備に未だ不備が多く見受けられます。特に近代的なシティホテルに慣れた日本人のお客様からは、多くの不満の声が聞こえ、特に2～3星のスタンダードクラスのホテルをご利用いただいたお客様より、水周りが悪い、お部屋が狭い、バスタブがない等のご意見をいただきます。私共としまして、密に現地ホテルと連絡を取り、改善の要請をしておりますが、5星のデラックスホテルでさえ、同様の事情が見受けられる場合もございますので、ある程度は現地事情としてご理解頂かざるを得ない部分もございます。この度、当社パンフレットをご覧いただき、お申込みになるお客様に、まずお願いしたいことは、各国の国民性・現地事情をご理解いただき、ご予算に余裕のあるお客様は出来るだけ、上ランクのホテルをお勧め致します。先に申し上げましたようにランクが上のホテルでも同様の事情が見受けられる場合もございますが、スタンダードクラスに比べ一定水準を保つホテルを当社がお選び致しておりますので、是非ご検討下さいませようお願い致します。インド他アジアでも同様のことが言えます。スタンダードクラス利用の場合、その中でも現地と連絡を取り合い、より快適なホテルをご案内するようにしています。
- 確定ホテルは、最終日程表にてご案内致します。
  - コースに特段の定めがない限り、原則として相部屋（他のお申し込みのお客様との同室希望）はお受けできません。
  - ツインルームはお二人が宿泊できる部屋です。ベッドが二つある部屋ではないことがあります。
  - ホテルによっては、異なるタイプの部屋を同一等級としているため、同じコースのお客様に同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
  - グループやご家族参加で2部屋以上をご利用いただいた場合、ホテル側の事情により、お隣または近くの部屋をご用意できない場合があります。
  - ハネムーン・ご夫妻などカップルでのご参加の場合ダブルベッドになることがあります。ただし、ホテルによっては同性2名様または3名様でもダブルベッド（ダブル



ルベッド+エキストラベッド)になることがあります。

- 喫煙・禁煙のお部屋のタイプはお選びいただけません。強くご希望の方は、日本出発前にお申し出ください。ただし、ご希望には必ずしもお応えできません。
- お部屋の向きの指定がある場合は、詳細は各コースページをご覧ください。
- 「海の見える部屋」「海側の部屋」とパンフレット等に表示されているコースについてはホテルの立地状況、お部屋の向き、ご利用階数によって海の見える範囲に差があります。なお、パンフレット等の表示における「オーシャンフロント」とは、海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋、「オーシャンビュー」とは、対象物たる海が客室の窓側（ベランダは含まない）から視界のかなりの部分を占め、その景観を特色付けているお部屋、「部屋指定なし」とは、部屋のタイプ、眺めなどが指定できない部屋のことをいいます。
- ヨーロッパに多いトラディショナルスタイルのホテルは伝統的な外観・インテリアが特徴的です。反面、部屋ごとの調度品や部屋自体の広さが異なったり、ミニバー、冷蔵庫、テレビなどが備えつけられていないなど設備の面で機能性に欠ける場合があります。
- チェックイン一般的には14:00以降となりますが、早くご到着された場合でもホテル側の判断により部屋へ案内してもらえらる場合もあります。また、チェックインまでに荷物のみを預けることは通常可能ですので、レセプションにてご相談されることをお勧めいたします。
- チェックインの手続きが終了後、ポーターに荷物を部屋まで運んでもらう場合は、チップとしてスーツケース1個につき200円相当を現地通貨にてお支払いいただくのが一般的です。金額についてはガイドブック等を参考に考えられるとよいでしょう。
- チェックインの時間が、北米方面は18:00、北米以外の方面は23:00を過ぎる場合は、お客様ご自身でホテルへご連絡いただきますようお願いいたします。お客様が無連絡のまま宿泊開始日に到着されない場合、宿泊開始日の翌日以降の予約は取り消され、このパウチャーは無効となります。お客様の事情により宿泊開始日に到着できない場合はホテルまたは現地連絡先に事前にご連絡ください。
- 当社の企画旅行にご参加いただく場合であっても、現地の宿泊機関にチェックインするとき、ホテル宿泊者カードのご記入が必要となる場合があります。また、電話代やお部屋のミニバー代の保証として、国際クレジットカードの提示や現金預託（デポジット）を求められる場合がございます。これは旅行代金を決済するものではありませんので、チェックアウト時のご精算をご確認の上、後ほどクレジットカードのご利用明細をご確認されることをお勧めいたします。
- 一部の地域、ホテルではシャワーのみの部屋となる場合があります。
- 部屋に入り荷物を開く前にお部屋のチェックが重要です。ドアの鍵がきちんと閉まりますか？バスルームのお湯や水がきちんと出ますか？など、もしお客様の気になるところがございますらレセプションもしくはコンシェルジュにご相談下さい。また、お客様からホテル側への申し出の結果、他の部屋の使用を提示された場合は、追加料金がかからない事を確認してください。部屋は良くなったが、差額を要求されるということになりかねません。
- パンフレット・ホームページに掲載しているお部屋の写真は一例です。実際とは異なる場合があります。
- 海外（ホテル等）でのお忘れ物を当社にてお探する場合は所定の手数料と実費をいただきます。万が一お忘れ物が発見されない場合でも所定の手数料と実費を請求させていただきます。

#### お部屋の設備

- セーフティボックス：多額の現金や貴重品、パスポートなどは、出来るだけホテルのフロントに預けるようにした方が安心です。部屋にセーフティボックスがある場合もありますが、その場合はお客様の管理責任となります。
- ドライヤー・タオル・歯ブラシ：ホテルによって備え付けていないところもあります。日本から確認することは困難ですので、電圧交換が可能なドライヤーを持っていったほうが無難です。フロントで貸出のあるホテルも多いですが、数に限りがあり不確かです。タオル類は通常備え付けてありますが、歯ブラシは置いていない場合がございますので持参して下さい。

#### お一人様参加のお客様へ

催行人員が2名のコースで、1人参加代金の記載があるものに関しましては1人参加追加代金をお支払いいただくことで、お1人様にて催行致します。また、他の方との相部屋をお受けしておりませんので、別途1人部屋追加代金が必要となります。ヨーロッパのホテルは、2人部屋を中心にたてられているため、シングルルームはツインルームに比べ手狭となり、基本的にシャワーのみのお部屋となります。同伴者が取り消しになり、1人部屋利用となる場合も1人部屋追加代金が必要となります。また混雑時やホテルの事情により、お一人様部屋の手配が承れない場合がございます。

#### 3名様で1部屋をご希望のお客様へ

ヨーロッパのホテルは一般的に狭く、3名様で1部屋を利用の場合は2人部屋（ツイン・ダブルルーム）に簡易ベッドを入れてご利用いただくため、大変手狭になりますので、大人3名様でのご利用はお勧めできない場合があります。尚、3人部屋ご希望の場合でもお客様への回答が出発間際になることがあり、また都市やホテルによっては簡易ベッドの数や、部屋の広さ等の理由により、ご用意できない場合があります。簡易ベッドの搬入時刻は夜遅くなるのが一般的です。3人部屋をおとりできない場合は2人部屋と1人部屋（追加代金必要）をご利用いただけます。

#### ホテルのグレードアップ

- スタンダードクラス利用のコースでは、通常2～3星のホテルを利用します。
- グレードアップをご利用希望のお客様は、料金をお見積り致しますので担当まで問い合わせ下さい。  
※ホテルのランク付けは、各国の発行するホテル資料、お客様からのアンケートを参考に当社による選定となっております。ご用意するホテルは原則として、各コースに記載されたホテルですが、場合によっては記載より上位のクラスをご用意することがあります。また、ホテルの名称はホテル側の都合により変更となる場合があります。
- いずれのコースにおいても、ホテルの指定は原則的にはお受けできません。ホテルをご指定される場合には無料でお見積りをさせていただきますが、既存のものより若干割高になる場合がございます。予めご了承下さい。

#### 食事について

- 旅行代金には、各コースごとの日程表に明示した食事の代金・税・サービス料が含まれています。但し、お客様が個人的に注文された飲物や追加料理等の料金及びその税金、チップはお客様払いとなります。
- パンフレット等に表示した食事の回数には、機内食は含まれません。なお、機内食の提供時間は各航空便によって異なり、昼・夕食のいずれかがはっきりしない場合もあるため日程表示欄には表示されないことがあります。
- 日程表中の利用予定レストランは休業等、現地事情により変更となる場合があります。
- 朝食付きのコースでは、ほとんどの場合、コンチネンタルブレックファーストですのでパンとコーヒーなどの簡単なものとなります。また、出発（チェックアウト）の時間が早い場合、当日の朝食をおとりいただけない場合がございます。いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
- ホテルのメインダイニングルームや一流レストラン等は、レストランにより男性は上着・ネクタイの着用が必要となる場合があります。または通常の場合でもTシャツ、ジーンズ、ショートパンツ、スニーカー、サンダルなどで入店を断られる場合があります。男性は上着等、女性はそれにあった服装をお持ちになることをおすすめ致します。
- 一部レストランの利用やディナーショー等の入場は、年齢制限がある場合があります。

#### 添乗員または現地係員について

- 第21項の添乗員もしくは現地係員は日本人とは限りません。一部の特定コースでは、ホテルスタッフや現地係員による、英語での案内になる場合もございます。
- 一部の空港では現地係員の入場できる場所、区域が制限されているところがあり、その場合はチェックイン手続き、出入国手続き、通関手続き等すべてお客様ご自身にて行っていただくことになります。
- 途中、乗り継ぎ空港では現地係員のご案内はありません。お客様ご自身で乗り継ぎ手続きをしていただきます。なお、出入国手続きおよび通関上のトラブルに関する契約上の責任は原則として当社は負いません。

#### 観光やオプションツアー等について

- 同社の他のコース、もしくは他社のお客様と一緒に実施することがあります。また、ツアーが少人数の場合は、セダン・バンを利用することがあります。
- 観光の訪問先、特に美術館、博物館等施設の休館また、その他現地事情や天候などにより観光箇所や順序の変更または実施日が変更になる場合があります。また、施設の臨時休館等当社の関与しえない事由により、自由時間等に影響が生じる場合もございます。一般的に商店は日曜日・祝祭日等は休みになりますのでショッピングをお楽しみいただけない場合がありますのでご注意ください。

- 各地の教会、大聖堂、寺院では、肌を露出するミニスカート、ショートパンツ、ノースリーブなどでは入場できない場合があります。
- バンコク、デリー、香港などでは交通渋滞により、移動や観光の予定時刻が大幅に変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- オブショナルツアーが満員となり、ご希望の日にご参加いただけない場合がございます。また、最少催行人員に満たないツアーは中止することがございますので、予めご了承ください。
- オブショナルツアーは、現地の天候やその他の現地事情により、料金や実施日、内容、スケジュール、運行会社などが変更または中止になることがあります。また、最少催行人員に満たない場合も中止となることがありますので、予めご了承ください。
- オブショナルツアーによっては、ホテル発着ではなく、指定の場所にお集まりいただく場合があります。その場合の送迎はありません。交通費はお客様ご負担となります。
- ショッピングに関して、当社では商品の交換や返品等のお手扱いは致しかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行って下さい。免税での払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、お土産店及び空港において手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行って下さい。ワシントン条約又は日本国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入の際はご注意ください。
- 空港の混雑や乗継時間など現地事情により免税払い戻し手続きができない場合がありますので、予めご了承ください。

#### 追加手配について

- お客様のご希望により、パンフレット、企画書面等記載以外の各種追加手配をお受けすることがございますが、この場合の旅行契約はお客様と当社らとの間の「手配旅行契約」となります。お客様が運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けられるように当社が手配をいたします。また手配の内容によりご希望通りに手配できない場合もございます。
- お客様が添乗員らの業務時間（第2 1項）外に案内等の依頼をした場合の実費、お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費（交通費、通信費等）、お客様の不注意によるお荷物・貴重品の紛失、お忘れ物の回収等に伴う諸経費及び別行動のために要した実費に関してはお客様ご負担とさせていただきます。

#### 旅行先の法令・習慣等の尊重について

渡航先国によっては、その国の法令・習慣により、日本と違った行動規制をする場合があります。日本では些細なことでも国によっては厳罰に処せられることもありますので、ご注意ください。ヨーロッパやその他の多くの国では、法律により公共施設やレストラン等での喫煙が禁止されています。インドでは女性の露出の多い服装は好まれません。

#### ●ポーター

時間帯また場所によっては、空港・駅及びホテルにポーターがいない場合がございます。その際は、お客様ご自身にてお荷物をお運びいただけます。基本旅行代金の変更はありません。

#### 変更について

募集型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後新規予約として取扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日及び帰国日の日程変更、滅延泊、コース変更（航空会社、ホテル、観光内容等）旅行者の名前の変更（交替になる場合を除く）などを含みます。

#### 特別な配慮を必要とされるお客様へ

お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

#### 空港諸税・空港施設使用料

このパンフレットに表示されている旅行代金には航空券発券時に徴収する事を義務付けている国々での現地空港諸税（出入国税、空港施設使用料等）及び日本の空港施設使用料は含まれておりません。別途お支払い下さい。内訳・金額は別表をご参照下さい。航空券発券時に徴収される空港諸税額は予告なく増額、新設されることがありますので、その際には徴収額を変更する場合があります。複数の国や都市を訪問する旅程では、空港諸税はその都度必要となります。また、同じ旅程であっても使用する航空機便の経由する空港や都市の周り方によって合計が異なる場合があります。

#### 燃油サーチャージ

このパンフレットに表示されている旅行代金には、航空会社が別途収受する燃油サーチャージは含まれておりません。別途お支払い下さい。燃油サーチャージとは、近年の燃油価格水準の異常な高騰に伴い、当該燃油費の一部を燃油価格が一定の水準に戻るまでという一定の期間の条件の下で、ご搭乗いただくお客様に支払い願いたい旨の趣旨で、各航空会社が個々、国土交通省航空局に申請を行い認可されているものです。収受額は予告なく変更になる場合があります。すでにお申込み済みのお客様を含め、収受額が増額及び新設された場合は不足分をお支払いいただけます。金額は別表を参照下さい。

#### パスポート・査証

- 海外旅行には、小さなお子様でもパスポートが必要です。
- 旅行に必要なパスポート・査証（ビザ）等の渡航手続、及び出入国手続は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。お客様のパスポートが今回のご旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認のうえ、必要な手続きをお済ませください。当社はお客様からお申し込みがあれば、別途の契約として、お持ちのパスポートが有効かどうかの確認、パスポート・査証の取得手続の代行をお受けすることがあります。
- パスポートの保管についての注意  
パスポートは海外で身分を証明する大切なものです。旅行中はお客様の責任で管理いただくようお願いいたします。当社または当社の係員・添乗員は、お客様のパスポートをお預かりすることはありません。
- 万一の盗難・紛失に備えてパスポートの1・2ページのコピーをご用意下さい。パスポートのコピーがあれば盗難などの場合でも再発行手続きがスムーズに行えます。
- アメリカ合衆国へのご旅行又は経由をされるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式（MRP）かどうかをご確認下さい。お持ちのパスポートが機械読取式ではない場合（非MRP）アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはパスポートを更新して下さい。
- 日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザ及び再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認及び手続きをお済ませください。

#### 安全で楽しいご旅行のために

##### 海外渡航情報について

- ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保及び旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を催行致します。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。お申し込みの際にご確認下さい。また、下記のホームページでもご確認ください。
- 外務省ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
渡航先の衛生状況については下記ホームページでご確認下さい。
- 厚生労働省海外渡航者のための感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>

#### お客様へのおねがい

- 旅行先で、お部屋の種類・条件、食事、その他サービスがご参加コースの旅行条件と異なっている場合は、すぐに現地係員又現地連絡先へお申し出ください。ご旅行終了後にお申し出いただいても対応できない場合があります。
- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

### 海外旅行保険のご案内 ー必ずご加入くださいー

海外での病気やケガの治療には多額の費用がかかります。海外旅行損害保険は万一の事態に際して、お客様の大きな味方になります。